

## 基本計画書

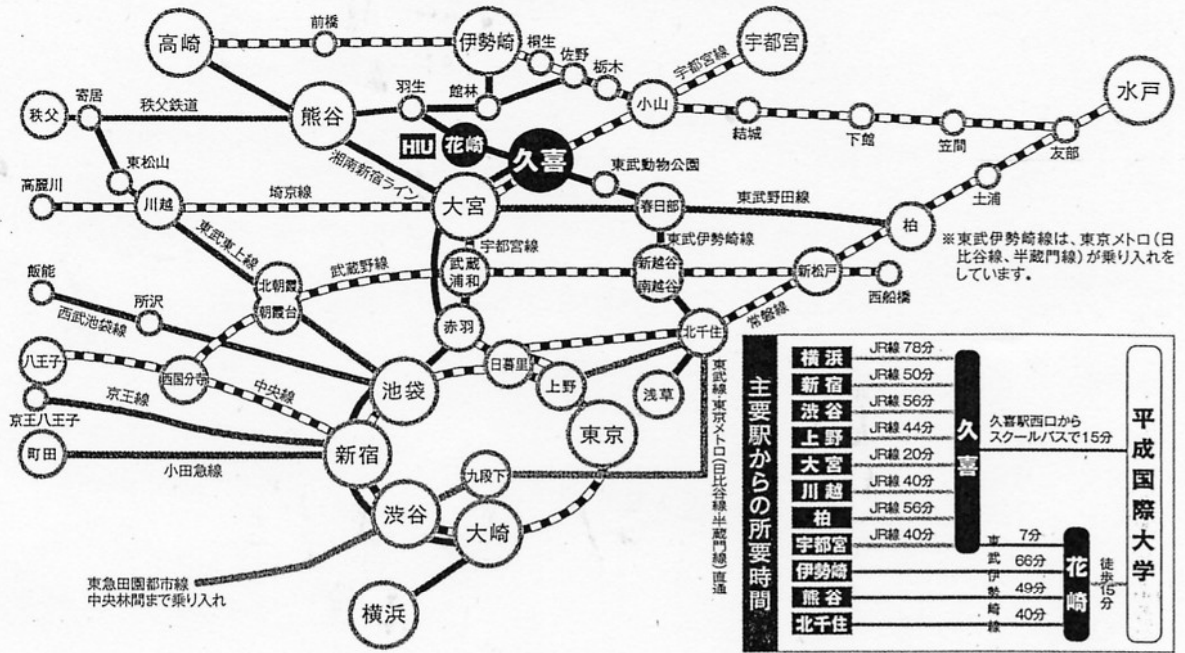
基本計画										
事項	記入欄								備考	
計画の区分	大学の収容定員に係る学則変更									
フリガナ設置者	ガッコウホウジン サトエガクエン 学校法人 佐藤栄学園									
フリガナ大学の名称	ヘイセイコクサイダイガク 平成国際大学 (Heisei International University)									
大学本部の位置	埼玉県加須市大字水深字大立野2000番地									
大学の目的	平成国際大学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、学校法人佐藤栄学園の建学の精神である「人間是宝」を旨として、幅広い教養を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、もって我が国及び国際社会の発展と人類の福祉に寄与しうる人材を育成することを目的とする。									
新設学部等の目的	本学の3年次編入学の入学者は、編入学定員を開学当初から設定して以来数名にとどまっていることから、3年次編入学定員を設けることとせず、入学定員300人、収容定員1,200人に改める。									
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地		
	法学部 法学科	年 4	人 300 (300)	3年次 人 0 (30)	人 1200 (1260)	学士(法学)	平成23年4月 第1年次	埼玉県加須市大字水深 字大立野2000番地		
同一設置者内における変更状況(定員の移行、名称の変更等)		該当なし								
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数				
		講義	演習	実験・実習	計	単位				
		科目	科目	科目	科目	単位				
教員組織の概要	学部等の名称		専任教員等						兼任教員等	
			教授	准教授	講師	助教	計	助手	兼任教員等	
	新設	法学部 法学科	人	人	人	人	人	人	人	
			25 (25)	11 (11)	8 (8)	0 (0)	44 (44)	0 (0)	56 (56)	
	区分	計	25 (25)	11 (11)	8 (8)	0 (0)	44 (44)	0 (0)	56 (56)	
既設										
計										
合計		25 (25)	11 (11)	8 (8)	0 (0)	44 (44)	0 (0)	56 (56)		
教員以外の職員の概要	職種		専任	兼任		計				
	事務職員		人		人		人			
			29(29)		0(0)		29(29)			
	技術職員		1(1)		0(0)		1(1)			
	図書館専門職員		2(2)		0(0)		2(2)			
その他の職員		2(2)		20(20)		22(22)				
計		34(34)		20(20)		54(54)				

校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計	借用面積 7,553㎡ 借用期間 平成6年10月か ら20年				
	校 舎 敷 地	90,236㎡	0㎡	0㎡	90,236㎡					
	運 動 場 用 地	38,298㎡	0㎡	0㎡	38,298㎡					
	小 計	128,534㎡	0㎡	0㎡	128,534㎡					
	そ の 他	16,660㎡	0㎡	0㎡	16,660㎡					
	合 計	145,194㎡	0㎡	0㎡	145,194㎡					
校 舎		専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計					
		15,770㎡ ( 15,770㎡ )	0㎡ ( 0㎡ )	0㎡ ( 0㎡ )	15,770㎡ ( 15,770㎡ )					
教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設					
	室	室	室	(補助職員 人)	(補助職員 人)					
専 任 教 員 研 究 室		新設学部等の名称			室 数					
					室					
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕 種	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点			
		( )	( )	( )	( )	( )	( )			
		( )	( )	( )	( )	( )	( )			
	計	( )	( )	( )	( )	( )	( )			
図 書 館		面積		閲覧座席数	収 納 可 能 冊 数					
		m <sup>2</sup>								
体 育 館		面積		体育館以外のスポーツ施設の概要						
		m <sup>2</sup>								
経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法 の 概 要	区 分	開設前年度	第 1 年 次	第 2 年 次	第 3 年 次	第 4 年 次	第 5 年 次	第 6 年 次		
	教員 1 人 当 り 研 究 費 等		430～500千円	430～500千円	430～500千円	430～500千円	千円	千円		
	共 同 研 究 費 等		7,200千円	7,200千円	7,200千円	7,200千円	千円	千円		
	図 書 購 入 費	21,000千円	21,000千円	21,000千円	21,000千円	21,000千円	千円	千円		
	設 備 購 入 費	15,000千円	15,000千円	15,000千円	15,000千円	15,000千円	千円	千円		
	学 生 1 人 当 り 納 付 金	第 1 年 次	第 2 年 次	第 3 年 次	第 4 年 次	第 5 年 次	第 6 年 次			
		1,356千円	985千円	985千円	1,016千円	千円	千円			
学生納付金以外の維持方法の概要			私立大学等経常費補助金、手数料収入、資産運用収入等を財源として維持運営を財源として、学部の維持運営を図る。							
既 設 大 学 等 の 状 況	大 学 の 名 称	平成国際大学						法政学科及び法 ビジネス学科 は、平成19年度 より学生募集停 止		
	学 部 等 の 名 称	修業 年限	入 学 定 員	編 入 学 定 員	収 容 定 員	学 位 又 は 称 号	定 員 超 過 率		開 設 年 度	所 在 地
	法学部	年	人	3年次 人	人	学士(法学) 学士(法学)	倍		平成8年度 平成12年度 平成19年度	埼玉県加須市 大字水深字大立野 2000番地
	法政学科 法ビジネス学科 法学科	4 4 4	300	30	1,260	0.92				
附 属 施 設 の 概 要		<p>名称：平成国際大学社会・情報科学研究所 目的：社会科学、情報科学の多角的視点から、社会に内包される問題の解明 所在地：埼玉県加須市大字水深字大立野2000番地 平成国際大学内 設置年月：平成13年6月1日</p> <p>名称：平成国際大学スポーツ科学研究所 目的：スポーツ・身体運動科学に関する研究 所在地：埼玉県加須市大字水深字大立野2000番地 平成国際大学内 設置年月：平成13年6月1日</p>								

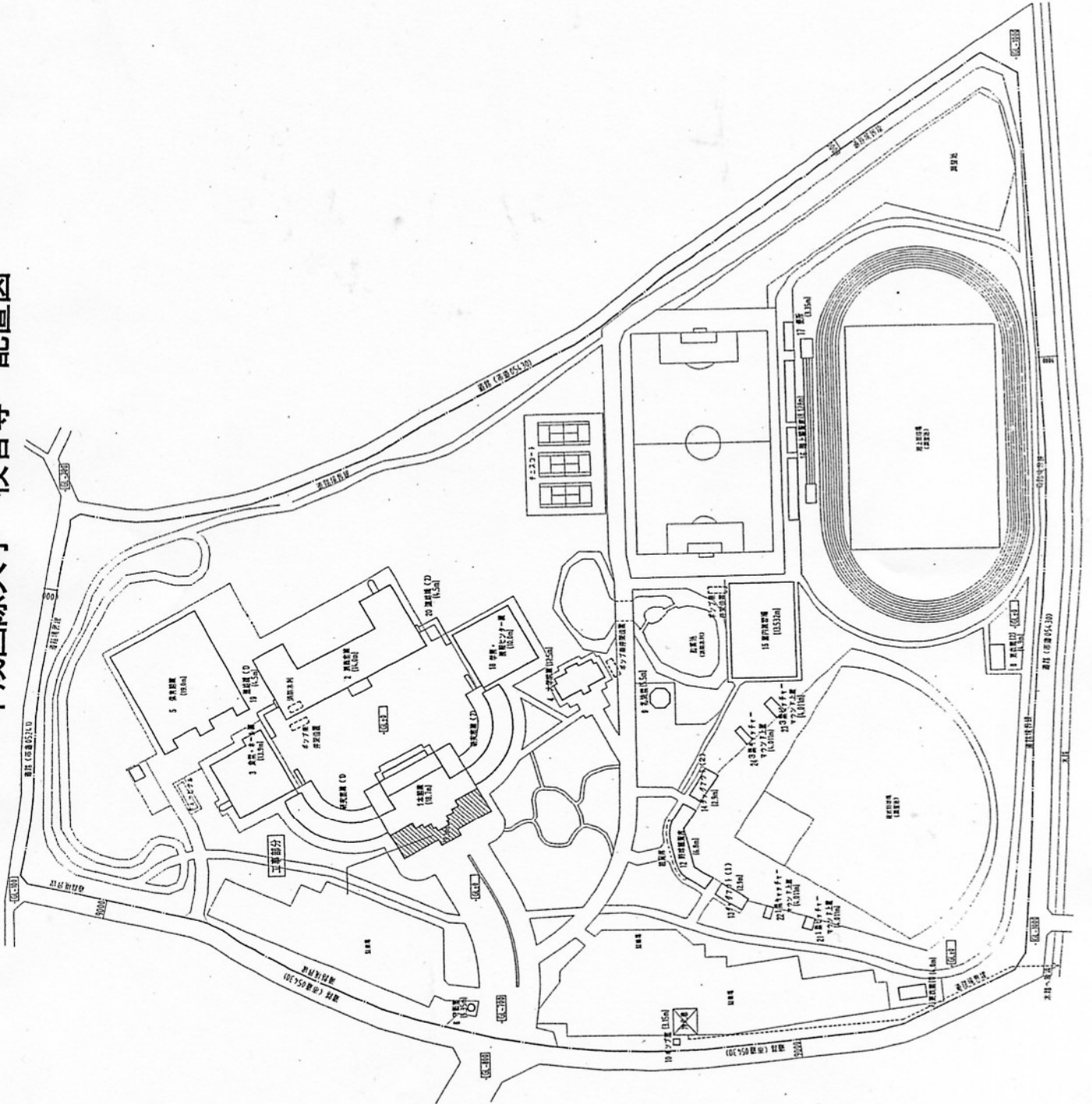
(注)

- 1 共同学科等の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「教員組織の概要」の「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「教員組織の概要」の「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 3 私立の大学又は高等専門学校の場合、学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」及び「体育館」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 4 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」、「体育館」及び「経費の見積り及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 6 空欄には、「-」又は「該当なし」と記入すること。

# 平成国際大学位置図



# 平成国際大学 校舎等 配置図



# 平成国際大学学則

## 目次

- 第1章 目的及び自己評価（第1条・第2条）
  - 第2章 組織（第3条 第6条）
  - 第3章 職員組織（第7条 第12条）
  - 第4章 教授会（第13条・第14条）
  - 第5章 学年、学期及び休業日（第15条 第17条）
  - 第6章 修業年限及び在学年限（第18条・第19条）
  - 第7章 入学（第20条 第25条）
  - 第8章 教育課程及び履修方法等（第26条 第33条）
  - 第9章 休学、転学、留学、退学、再入学及び除籍（第34条 第40条）
  - 第10章 卒業及び学位（第41条 第43条）
  - 第11章 賞罰（第44条・第45条）
  - 第12章 研究生、科目等履修生、特別聴講生及び外国人留学生（第46条 49条）
  - 第13章 検定料、入学金、授業料等（第50条 第52条）
  - 第14章 奨学制度（第53条・第54条）
  - 第15章 公開講座（第55条）
- 附則

## 第1章 目的及び自己評価

### （目的）

第1条 平成国際大学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、学校法人佐藤栄学園の建学の精神である「人間国宝」を旨として、幅広い教養を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、もって我が国及び国際社会の発展と人類の福祉に寄与しうる人材を育成することを目的とする。

### （自己評価）

第2条 本学は、その教育水準の向上を図り、及び前条の目的を達成するため、本学における教育、研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の項目並びにその実施体制については、別に定める。

## 第2章 組織

### （学部）

第3条 本学に、法学部を置く。

2 法学部に、法学科を置き、学科の学生定員は、次のとおりとする。

学科の名称	入学定員	収容定員
法 学 科	300人	1,200人

### （大学院）

第3条の2 本学に、大学院を置く。

2 大学院に、修士課程の法学研究科を置き、その学生定員は、専攻ごとに次のとおりとする。

専 攻	入学定員	収容定員
法 律 学 専 攻	10人	20人
政 治 ・ 行 政 専 攻	10人	20人

3 前項に定めるもののほか、大学院に関し必要な事項は、別に定める。

### （附属図書館）

第4条 本学に、附属図書館を置く。

2 附属図書館に関する規程は、別に定める。

(研究所)

第5条 本学に、研究所を附置する。

2 研究所に関する規程は、別に定める。

(キャリアセンター)

第5条の2 本学に、学生の就職活動を支援するキャリアセンターを置く。

2 キャリアセンターに関する規程は、別に定める。

(事務局、教務部、学生部)

第6条 本学に、事務局、教務部及び学生部を置く。

2 事務局、教務部及び学生部の組織並びに校務分掌に関する規程は、別に定める。

### 第3章 職員組織

(職員組織)

第7条 本学に、次の職員を置く。

一 教育職員 学長、学部長、教授、准教授、講師、助教及び助手

二 事務職員、技術職員その他の職員

2 本学に、前項のほか、図書館長、研究所長、キャリアセンター長、事務局長、教務部長及び学生部長を置く。

なお、必要があるときは副学長、副学部長その他の職を置くことができる。

3 職員は、専任及び兼任に区分する。

4 職員の定員、資格、任免、勤務等に関しては別に定める。

5 事務組織については、別に定める。

(学長の任務)

第8条 学長は、校務を掌り、所属職員を統督する。

(副学長の任務)

第9条 副学長は、学長を補佐し、学長に事故があるときは、学長の任務を代行する。

(学部長の任務)

第10条 学部長は、学部の校務を掌理し、所属の教職員を指揮監督して教育及び研究の責に任ずる。

(客員教授)

第11条 本学に、客員教授を置くことができる。

2 客員教授に関する事項は、別に定める。

(名誉教授)

第12条 本学は、名誉教授の称号を授与することができる。

2 名誉教授に関する事項は、別に定める。

### 第4章 教授会

(教授会)

第13条 本学に、重要事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会は、学長、副学長、専任の教授及び准教授をもって組織する。

3 教授会は、必要に応じて、専任の講師その他の職員を加えることができる。

4 教授会は、次の事項を審議する。

一 教育に関する事項

二 教員人事に関する事項

三 学生に関する事項

四 研究に関する事項

五 学則その他教育研究に係る学内諸規程に関する事項

六 自己評価に関する事項

七 その他重要事項

(委員会)

第14条 本学に、教育、研究、校務等の円滑な運営を図るため、学長に意見を具申し、及び諮問に応じて審議する機関として、委員会を置くことができる。

2 委員会について必要な事項は、別に定める。

## 第5章 学年、学期及び休業日

(学年)

第15条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第16条 学年を次の2期に分ける。

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第17条 休業日は、次のとおりとする。

一 日曜日

二 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日

三 開学記念日 5月18日

四 春季休業 3月10日から4月3日まで

五 夏季休業 7月21日から9月20日まで

六 冬季休業 12月21日から翌年1月7日まで

2 学長は、必要があると認める場合は、前項の休業日を臨時に変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

## 第6章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第18条 本学の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第19条 学生は、8年を超えて在学することができない。ただし、第25条第1項及び第39条の規定により入学した学生は、第25条第2項及び第39条の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

## 第7章 入学

(入学の時期)

第20条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学及び転入学については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第21条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。)

三 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

四 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者

五 専修学校の高等課程(修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

六 文部科学大臣の指定したもの

七 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)により文部科学大臣の行う高等学校

卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む）

八 本学の個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

（入学者の出願）

第22条 本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。一旦納付した検定料は、返還しない。

（入学者の選考）

第23条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

（入学手続及び入学許可）

第24条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに、誓約書、保証書その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学金、授業料その他の費用を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

（編入学、転入学）

第25条 次の各号のいずれかに該当する者で、本学への入学を志願する者があるときは、選考のうえ、相当年次に入学を許可するものとする。ただし、編入学については、原則として3年次への入学とする。

一 大学を卒業した者又は退学した者

二 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者

三 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）附則第7条に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業した者

四 第21条の規定による本学への入学資格を有し、かつ、専修学校の専門課程で学校教育法施行規則第186条に定める基準を満たすものを修了した者

五 他の大学に在学している者

2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。

## 第8章 教育課程及び履修方法等

（教育課程）

第26条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成する。

2 本学において開設する授業科目及びその単位は、別表第1のとおりとする。

（教育職員免許状取得のための授業科目）

第26条の2 本学において取得できる教育職員免許状の種類及び教科は別表第2のとおりとする。

2 教育職員免許状を取得するために開設する授業科目及び単位数は別表第1に掲げる授業科目のうち別に定める科目のほか、別表第2の2のとおりとする。

3 教育職員免許状を取得するため必要な事項は別に定める。

（単位の計算方法）

第27条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

一 講義及び演習については、15時間から30時間をもって1単位とする。

二 実験・実習及び実技については、30時間から45時間をもって1単位とする。

（単位の授与）

第28条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、研究会授業科目については、別に定めるところにより、その学修の成果を評価して単位を与えることができる。

（試験）

第29条 試験は、各授業科目ごとに行う。

2 試験は、口頭又は筆記により行う。ただし、科目の性質により、あらかじめ定められたものについては、他の方法によることができる。



3 試験に関して必要な事項は、別にこれを定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第30条 教育上有益と認めるときは、本学の定めるところにより、他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で、本学で修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が第37条の定めるところにより、外国の大学に留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第31条 教育上有益と認めるときは、短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修を本学における履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 第1項による単位認定基準については、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第32条 教育上有益と認めるときは、本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した単位(次項の規定により修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学及び転入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第30条第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(成績)

第33条 授業科目の成績は、A・B・C・Dの4種類の評語をもって表し、A・B・Cを合格とする。

## 第9章 休学、転学、留学、退学、再入学及び除籍

(休学)

第34条 疾病その他特別の理由により、3か月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でない認められる者については、学長は教授会の議を経て、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第35条 休学期間は1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

3 休学期間は、第19条の在学期間に算入しない。

4 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第36条 他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(転学科)

第36条の2 本学の学生で、他の学科に転学科を志願しようとする者があるときは、選考の上教授会の議を経て、学長は、これを許可することができる。

2 転学科に関する事項は、別に定める。

(留学)

第37条 外国の大学で修学することを志願する者は、教育上有益と認められた場合に限り、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、1年を限度として第42条に定める在学期間に含めることができる。

(退学)

第38条 退学しようとする者は、理由書を添えて退学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(再入学)

第39条 前条の規定により退学した者が、再び入学を願い出たときは、学長は、教授会の議を経て、相当年次に再入学を認めることができる。

(除籍)

第40条 次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

- 一 授業料その他学納金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- 二 第19条に定める在学年限を超えた者
- 三 第35条第2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- 四 行方不明で失踪の届出があった者
- 五 学長の許可なく、他の大学、短期大学又は高等専門学校に在籍していることが明らかになった者
- 六 本学において修学の意味がないと認められる者

## 第10章 卒業及び学位

(卒業資格)

第41条 本学において卒業資格を得るためには、本学に4年以上在学し、別表第1に定める授業科目の中から、別表第3に定める区分に従って、124単位以上を取得しなければならない。

2 授業科目の履修方法は、履修規程の定めるところによる。

(卒業)

第42条 本学に4年以上在学し、前条に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(卒業の延期)

第42条の2 前条第1項の規定にかかわらず、本学に修業年限以上在学し、卒業に必要な要件を満たした者のうち、引き続き本学に在学することを願い出たときは、第16条に規定する学期を単位として、学長が卒業の延期を許可することができる。

2 卒業の延期に関する事項は、別に定める。

(学位)

第43条 卒業した者に、学士(法学)の学位を授与する。

## 第11章 賞罰

(表彰)

第44条 学生として表彰に値する行為があった者には、教授会の議を経て、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第45条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- 一 性行不良で改善の見込みがない者
- 二 正当な理由がなく、出席常でない者
- 三 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 四 学力劣等で成業の見込みがない者

4 停学が3か月以上にわたるときは、その期間は在学年数に算入しない。

## 第12章 研究生、科目等履修生、特別聴講生及び外国人留学生

(研究生)

第46条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者

とする。

3 研究期間は1年とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。

(科目等履修生)

第47条 本学の学生以外の者で、本学において1又は2以上の授業科目を履修することを志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 前項の規定により、履修した者に対して、単位を与えることができる。

3 単位の授与については、第28条の規定を準用する。

4 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

(特別聴講生)

第48条 他の大学の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学との協議に基づき、特別聴講生として入学を許可することができる。

2 特別聴講生に関する事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第49条 外国人で、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関する事項は、別に定める。

### 第13章 検定料、入学金、授業料等

(検定料、入学金、授業料等)

第50条 検定料、入学金、授業料等は、別表第4の定めるところによる。

2 検定料、入学金、授業料等に関し必要な事項は、別に定める。

(授業料等の納付)

第51条 授業料等は、4月及び9月の2期に分けて納付することができる。

2 一旦納付した授業料等は返還しない。ただし、特別な事情がある場合は、その全部又は一部を返還することができる。

(卒業を延期する者の授業料等)

第51条の2 第42条の2第1項の規定に基づき、卒業を延期する者の授業料等は、別に定める。

(休学期間中の授業料)

第52条 休学期間中の授業料は、半額とする。

### 第14章 奨学制度

(特待生)

第53条 人物及び学業又はスポーツ、若しくは文化に優秀な学生に対しては、教授会の議を経て、特待生として奨学金を給付することができる。

2 特待生に関し必要な事項は、別に定める。

(奨学生)

第54条 入学後、本人の経済事情に変化を生じた学生に対しては、教授会の議を経て、奨学金を貸与することができる。

2 奨学生に関し必要な事項は、別に定める。

### 第15章 公開講座

(公開講座)

第55条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座は、教授会の議を経て、随時にこれを開設することができる。

3 公開講座に関する科目、聴講料等については、その都度これを定める。

### 附 則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。  
(学生定員に係る経過措置)
- 2 改正後の第3条第3項の規定にかかわらず、平成14年3月31日までの間は、法政学科の編入学定員は、昼間主コースにあつては15人、夜間主コースにあつては5人(計20人)とする。
- 3 (授業科目等に係る経過措置)  
平成12年3月31日現在、法政学科に在学中の学生に係る改正後の別表第1及び別表第2の適用について必要な経過措置は、別に定める。

附 則

この学則は、平成12年9月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年6月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年9月25日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 改正前の別表第1に掲げる産業・企業調査の科目及び単位数を修得した者は、改正後の別表第1に掲げる産業・企業調査の科目及び単位数を修得したものとみなす。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年3月31日において在学中の学生に係る改正後の別表第1及び別表第3の適用について必要な事項は、教務委員会が定める。

附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行前に日本史概説、日本史概説、西洋史概説、西洋史概説、東洋史概説、東洋史概説、地理学、地誌、哲学概論又は倫理学概論の授業科目を別表第2の2で定める授業科目として単位を修得した者は、別表第1に定める当該共通科目の単位を修得したものとみなす。

附 則

- 1 この学則は、平成17年7月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の平成国際大学学則別表第4は、平成18年4月1日以後の入学者から適用し、平成18年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 第3条第3項の法政学科及び法ビジネス学科は、平成19年度から学生募集を停止する。ただし、これらの学科の3年次編入学生の募集停止は、平成21年度からとする。
- 3 平成19年度以降の入学者(同年度以降の法政学科及び法ビジネス学科への編入学生を除く。)については、第3条、第41条、別表第1、別表第2、別表第2の2及び別表第3の規定を次のように読み替えるものとする。

(学部)

第3条 本学に、法学部を置く。

2 法学部に、法学科を置き、学科の学生定員は、次のとおりとする。

学科の名称	入学定員	編入学定員	収容定員
法学科	300人	(3年次) 30人	1,260人

(卒業資格)

第41条 本学において卒業資格を得るためには、本学に4年以上在学し、別表第1に定める授業科目の中から、別表第3に定める区分に従って、124単位以上を取得しなければならない。

2 授業科目の履修方法は、履修規程の定めるところによる。

別表第1 (第26条、第41条関係)

法学科 授業科目表				単位数			備考
授業科目の名称			授業を行う年次	必修	選択	自由	
言語系科目	英語	A	1春	1			英語8単位、情報処理科目4単位計12単位必修を含め、言語系科目・情報処理科目の中から合計16単位以上
	英語	B	1春	1			
	英語	C	1秋	1			
	英語	D	1秋	1			
	英語	A	1春	1			
	英語	B	1春	1			
	英語	C	1秋	1			
	英語	D	1秋	1			
	英語	A	1・2・3・4			1	
	英語	B	1・2・3・4			1	
	英語	C	1・2・3・4			1	
	英語	D	1・2・3・4			1	
	英語	A	1・2・3・4			1	
	英語	B	1・2・3・4			1	
	英語	C	1・2・3・4			1	
	英語	D	1・2・3・4			1	
	中国語	A	1・2・3・4			1	
	中国語	B	1・2・3・4			1	
	中国語	A	1・2・3・4			1	
	中国語	B	1・2・3・4			1	
	韓国語	A	1・2・3・4			1	
	韓国語	B	1・2・3・4			1	
	韓国語	A	1・2・3・4			1	
	韓国語	B	1・2・3・4			1	
	ドイツ語	A	1・2・3・4			1	
	ドイツ語	B	1・2・3・4			1	
	ドイツ語	A	1・2・3・4			1	
	ドイツ語	B	1・2・3・4			1	
	フランス語	A	1・2・3・4			1	
	フランス語	B	1・2・3・4			1	
	フランス語	A	1・2・3・4			1	
	フランス語	B	1・2・3・4			1	
ロシア語	A	1・2・3・4			1		
ロシア語	B	1・2・3・4			1		
ロシア語	A	1・2・3・4			1		
ロシア語	B	1・2・3・4			1		
日本語表現論		1・2・3・4			2		
日本語表現論		1・2・3・4			2		
代替科目	日本語		1春		1		
	日本語		1春		1		
	日本語		1秋		1		
	日本語事情		1秋		1		
	日本語事情		2春		2		
情報処理科目	情報処理概論		1春	2			
	情報処理A		1春	1			
	情報処理B		1秋	1			
	情報処理A		2・3・4		1		
	情報処理B		2・3・4		1		
	情報処理A		2・3・4		1		
	情報処理B		2・3・4		1		

留学生・帰国子女については、英語～に代えて、日本語～、日本語事情～を履修することができる。

法学科 授業科目表					
授 業 科 目 の 名 称	授 業 を 行 う 年 次	単 位 数			備 考
		必 修	選 択	自 由	
共 通 科 目	文 学	1・2・3・4		2	合計 16 単位以上
	文 学	1・2・3・4		2	
	環 境 論	1・2・3・4		2	
	芸 術 と 人 生	1・2・3・4		2	
	少 子 ・ 高 齢 社 会 論	1・2・3・4		2	
	歴 史	1・2・3・4		2	
	歴 史	1・2・3・4		2	
	思 想 史	1・2・3・4		2	
	思 想 史	1・2・3・4		2	
	社 会 心 理 学	1・2・3・4		2	
	文 化 人 類 学	1・2・3・4		2	
	ア ジ ア 文 化 論	1・2・3・4		2	
	欧 米 文 化 論	1・2・3・4		2	
	日 本 史 概 説	1・2・3・4		2	
	日 本 史 概 説	1・2・3・4		2	
	西 洋 史 概 説	1・2・3・4		2	
	西 洋 史 概 説	1・2・3・4		2	
	東 洋 史 概 説	1・2・3・4		2	
	東 洋 史 概 説	1・2・3・4		2	
	地 理 学	1・2・3・4		2	
	地 誌	1・2・3・4		2	
	哲 学 概 論	1・2・3・4		2	
	倫 理 学 概 論	1・2・3・4		2	
	自 然 科 学 概 論	1・2・3・4		2	
	自 然 科 学 概 論	1・2・3・4		2	
	数 と 論 理	1・2・3・4		2	
	数 と 論 理	1・2・3・4		2	
	健 康 と ス ポ ー ツ	1・2・3・4		1	
	健 康 と ス ポ ー ツ	1・2・3・4		2	
	健 康 と ス ポ ー ツ	1・2・3・4		2	
	ビ ジ ネ ス ト レ ー ニング の 理 論 と 実 際	1・2・3・4		1	
	コ ン テ ン ツ の 科 学	1・2・3・4		2	
ス ポ ー ツ 科 学 概 論	1・2・3・4		2		
カ リ ア 形 成 と 進 路	1・2		2		
時 事 問 題 研 究	3・4		2		
時 事 問 題 研 究	3・4		2		
産 業 ・ 企 業 分 析	3・4		2		

法学科 授業科目表						
授業科目の名称		授業を行う年次	単位数			備考
			必修	選択	自由	
基 礎 科 目	学基礎	1	2			必修 12 単位を含め、合計 36 単位以上
	政治学基礎	1	2			
	経済学基礎	1	2			
	憲法	1	4			
	民法入門	1	2			
	刑法総論	1		4		
	民法総論	2		4		
	物権総論	2		4		
	商法総論	2		2		
	行政法総論	2		2		
	行政法論	2		2		
	国際法論	2		2		
	刑法各論	2		4		
	政治過程論	2		2		
	政治過程論	2		2		
	憲法論	1・2		4		
	家族法	1・2		4		
	国際政治論	1・2		2		
	国際政治論	1・2		2		
	日本政治史	1・2		2		
	日本政治史	1・2		2		
	行政学	1・2		2		
	行政学	1・2		2		
	政治学原論	1・2		2		
	経済学原論	1・2		2		
	経済学原論	1・2		2		
社会学論	1・2		2			
社会学論	1・2		2			
科 目	日本政治論	3・4		2		コース科目の中から計 20 単位以上
	日本政治論	3・4		2		
	政治思想史	3・4		2		
	政治思想史	3・4		2		
	メディア社会論	3・4		2		
	外国書購読	3・4		2		
	財政学	3・4		2		
	財政学	3・4		2		
	経済政策論	3・4		2		
	社会保障論	3・4		2		
	社会調査学	3・4		2		
	政治社会学	3・4		2		
	政治学特論	3・4		2		
	地方自治論	3・4		2		
	国際機構論	3・4		2		
	安全保障論	3・4		2		
	外交史	3・4		2		
	外交史	3・4		2		
	比較政治	3・4		2		
	地域研究(米国)	3・4		2		
	地域研究(米国)	3・4		2		
	地域研究(英国)	3・4		2		
	地域研究(英国)	3・4		2		
	地域研究(欧州)	3・4		2		
	地域研究(欧州)	3・4		2		
	地域研究(中国)	3・4		2		
地域研究(中国)	3・4		2			
地域研究(アジア)	3・4		2			
地域研究(アジア)	3・4		2			
地域研究(ロシア)	3・4		2			
地域研究(ロシア)	3・4		2			

法学科 授業科目表							
授業科目の名称		授業を行う年次	単位数			備考	
			必修	選択	自由		
専門科目	法律一般コース	税法	3・4		4	コース科目の中から計20単位以上	
		地方自治法	3・4		2		
		行政救済法	3・4		2		
		労働法	3・4		4		
		ジェンダーと法	3・4		2		
		刑事訴訟法	3・4		4		
		環境法	3・4		2		
		国際法	3・4		2		
		債権総論	3・4		4		
		債権各論	3・4		4		
		担保法	3・4		2		
		民事訴訟法	3・4		4		
		民事執行・保全法	3・4		2		
		倒産法	3・4		2		
	国際私法	3・4		4			
	外国法	3・4		2			
	外国法	3・4		2			
	E U 法	3・4		2			
	法制史	3・4		2			
	刑事法特講	3・4		2			
	行政法特講	3・4		2			
	民事法特講	3・4		2			
	経営法務コース	会社法	3・4		4		コース科目の中から計20単位以上
		有価証券法	3・4		4		
		保険法	3・4		4		
		金融法	3・4		2		
		経済法	3・4		4		
消費者保護法		3・4		2			
知的財産法		3・4		2			
知的財産法		3・4		2			
証券市場論		3・4		2			
日本経済論		3・4		2			
労働経済論		3・4		2			
経営情報論		3・4		2			
マーケティング論		3・4		4			
企業論	3・4		2				
簿記学	3・4		2				
会計学	3・4		2				
ビジネス特講	3・4		2				
人的資源と企業経営	3・4		2				
金融論	3・4		4				
国際経済	3・4		2				
国際経済	3・4		2				
国際貿易論	3・4		2				
産業組織論	3・4		2				
ビジネス経済学	3・4		2				

法学科 授業科目表						
授業科目の名称		授業を行う年次	単位数			備考
			必修	選択	自由	
演習科目	基礎演習 A	1春	1			必修4単位を含め、合計10単位以上  3・4年次継続履修
	基礎演習 B	1秋	1			
	基礎演習 A	2春	1			
	基礎演習 B	2秋	1			
	就職実践演習	2・3		1		
	就職実践演習	2・3		1		
	特殊演習	2・3		2		
	発展演習	3・4		2		
	研究演習会	3~4		8		



別表第2 (第26条の2関係)

学部	学科	免許状の種類	教科
法学部	法学科	中学校教諭一種免許状	社会
		高等学校教諭一種免許状	公民

別表第2の2 (第26条の2関係)

授業科目の名称	授業を行う年次	単位数			備考
		必修	選択	自由	
教職研究	1・2	2			中免2科目必修 高免1科目(社会科 公民科教育法・・・ から選択)必修 中免のみ必修
教育基礎論	1・2	2			
教育心理学	1・2	2			
教育制度論	1・2	2			
教育課程研究	2・3	2			
社会科教育法	2・3		2		
社会科公民科教育法	2・3		2		
社会科公民科教育法	2・3		2		
社会科公民科教育法	2・3		2		
道德教育論	1・2		2		
特別活動研究	1・2	2			
教育方法論	2・3	2			
生徒指導論	1・2	2			
教育相談・カウンセリング	1・2	2			
教職総合ゼミ	2・3	2			
教育実習事前及び事後指導	3～4	1			
教育実習	4		4		中免のみ必修
教育実習	4		2		高免のみ必修

別表第3 (第41条関係)

法学科卒業資格		
科目	卒業に必要な単位数	備考
言語系科目	16単位以上	必修12単位を含む。
情報処理科目		
共通科目	16単位以上	
専門科目	基礎科目	必修12単位を含む。
	政治行政コース 又は 法律一般コース 又は 経営法務コース	32単位以上 選択するコースの科目20単位以上を含む。
	演習科目	10単位以上 必修4単位を含む。
合計	124単位以上	各科目分類の卒業必要単位を満たしたうえで、法学部授業科目から自由に選択して合計124単位以上を履修する。

4 平成18年3月31日現在法政学科及び法ビジネス学科に在学中の学生(平成19年度及び同20年度の編入学者を含む。)については、前項に掲げる別表第1の授業科目表に係る科目の履修も認めることその他の措置を別に定めることができる。

#### 附 則

- この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 平成20年度以降の入学者(平成20年度の法政学科及び法ビジネス学科への編入学者並びに平成21年度の

法学科への編入学者を除く。)については、平成19年4月1日施行の平成国際大学学則の一部を改正する学則附則別表第3中「政治行政コースまたは法律一般コースまたは経営法務コース」を「政治行政コースまたは法律一般コースまたは経営法務コースまたはスポーツ福祉政策コース」に読み替え、同別表第1を次のように読み替えるものとする。

別表第1 (第26条、第41条関係)

法学科 授業科目表						
授 業 科 目 の 名 称	授 業 を 行 う 年 次	単 位 数			備 考	
		必 修	選 択	自 由		
言 語 系 科 目	英 語 A	1春	1		英語8単位、情報処理科目4単位計12単位 必修を含め、言語系科目・情報処理科目 の中から合計16単位以上	
	英 語 B	1春	1			
	英 語 C	1秋	1			
	英 語 D	1秋	1			
	英 語 A	1春	1			
	英 語 B	1春	1			
	英 語 C	1秋	1			
	英 語 D	1秋	1			
	英 語 A	1・2・3・4		1		
	英 語 B	1・2・3・4		1		
	英 語 C	1・2・3・4		1		
	英 語 D	1・2・3・4		1		
	英 語 A	1・2・3・4		1		
	英 語 B	1・2・3・4		1		
	英 語 C	1・2・3・4		1		
	英 語 D	1・2・3・4		1		
	中 国 語 A	1・2・3・4		1		
	中 国 語 B	1・2・3・4		1		
	中 国 語 A	1・2・3・4		1		
	中 国 語 B	1・2・3・4		1		
	韓 国 語 A	1・2・3・4		1		
	韓 国 語 B	1・2・3・4		1		
	韓 国 語 A	1・2・3・4		1		
	韓 国 語 B	1・2・3・4		1		
	ド イ ツ 語 A	1・2・3・4		1		
	ド イ ツ 語 B	1・2・3・4		1		
	ド イ ツ 語 A	1・2・3・4		1		
	ド イ ツ 語 B	1・2・3・4		1		
	フ ラ ン ス 語 A	1・2・3・4		1		
	フ ラ ン ス 語 B	1・2・3・4		1		
	フ ラ ン ス 語 A	1・2・3・4		1		
	フ ラ ン ス 語 B	1・2・3・4		1		
	ロ シ ア 語 A	1・2・3・4		1		
ロ シ ア 語 B	1・2・3・4		1			
ロ シ ア 語 A	1・2・3・4		1			
ロ シ ア 語 B	1・2・3・4		1			
日 本 語 表 現 論	1・2・3・4		2			
日 本 語 表 現 論	1・2・3・4		2			
代 替 科 目	日 本 語	1春		1	留学生・帰国子女については、英語 ~ に代えて、日本語 ~、日本事情・ を履修することができる。	
	日 本 語	1春		1		
	日 本 語	1秋		1		
	日 本 語	1秋		1		
	日 本 事 情	2春		2		
日 本 事 情	2秋		2			
情 報 処 理 科 目	情 報 処 理 概 論	1春	2			
	情 報 処 理 A	1春	1			
	情 報 処 理 B	1秋	1			
	情 報 処 理 A	2・3・4		1		
	情 報 処 理 B	2・3・4		1		
	情 報 処 理 A	2・3・4		1		
	情 報 処 理 B	2・3・4		1		
情 報 処 理	2・3・4		1			

法学科 授業科目表					
授業科目の名称	授業を行う年次	単位数			備考
		必修	選択	自由	
文 学	1・2・3・4		2		合計 16 単位以上
文 学	1・2・3・4		2		
環 境 論	1・2・3・4		2		
芸 術 と 人 生	1・2・3・4		2		
少 子 ・ 高 齢 社 会 論	1・2・3・4		2		
歴 史	1・2・3・4		2		
歴 史	1・2・3・4		2		
思 想 史	1・2・3・4		2		
思 想 史	1・2・3・4		2		
社 会 心 理 学	1・2・3・4		2		
文 化 人 類 学	1・2・3・4		2		
ア ジ ア 文 化 論	1・2・3・4		2		
欧 米 文 化 論	1・2・3・4		2		
日 本 史 概 説	1・2・3・4		2		
日 本 史 概 説	1・2・3・4		2		
西 洋 史 概 説	1・2・3・4		2		
西 洋 史 概 説	1・2・3・4		2		
東 洋 史 概 説	1・2・3・4		2		
東 洋 史 概 説	1・2・3・4		2		
地 理 学	1・2・3・4		2		
地 誌	1・2・3・4		2		
哲 学 概 論	1・2・3・4		2		
倫 理 学 概 論	1・2・3・4		2		
自 然 科 学 概 論	1・2・3・4		2		
自 然 科 学 概 論	1・2・3・4		2		
数 と 論 理	1・2・3・4		2		
数 と 論 理	1・2・3・4		2		
健 康 と ス ポ ー ツ	1・2・3・4		1		
健 康 と ス ポ ー ツ	1・2・3・4		2		
健 康 と ス ポ ー ツ	1・2・3・4		2		
フ ィ ッ ト ネ ス の 理 論 と 実 際	1・2・3・4		1		
コ ン テ ン ツ の 科 学	1・2・3・4		2		
ス ポ ー ツ 科 学 概 論	1・2・3・4		2		
生 理 学 ・ 運 動 生 理 学	1・2・3・4		2		
衛 生 学 ・ 公 衆 衛 生 学	1・2・3・4		2		
健 康 教 育 学	1・2・3・4		2		
ス ポ ー ツ 実 習	1・2・3・4		1		
ス ポ ー ツ 実 習	1・2・3・4		1		
ス ポ ー ツ 実 習	1・2・3・4		1		
カ リ ア 形 成 と 進 路	1・2		2		
時 事 問 題 研 究	3・4		2		
時 事 問 題 研 究	3・4		2		
産 業 ・ 企 業 分 析	3・4		2		

法学科 授業科目表						
授業科目の名称		授業を行 う年次	単位数			備考
			必修	選択	自由	
基 礎 科 目	専 門 科 目	法 学 基 礎	1	2		必修 12 単位を含め、合計 36 単位以上
		政 治 学 基 礎	1	2		
		経 済 学 基 礎	1	2		
		憲 法	1	4		
		民 法 入 門	1	2		
		刑 法 総 論	1		4	
		民 法 総 論	2		4	
		物 権 法 論	2		4	
		商 法 総 論	2		2	
		行 政 法 論	2		2	
		行 政 法 論	2		2	
		国 際 法 論	2		2	
		刑 法 各 論	2		4	
		政 治 過 程 論	2		2	
		政 治 過 程 論	2		2	
		憲 法	1・2		4	
		家 族 法	1・2		4	
		国 際 政 治	1・2		2	
		国 際 政 治	1・2		2	
		日 本 政 治 史	1・2		2	
日 本 政 治 史	1・2		2			
行 政 学	1・2		2			
行 政 学	1・2		2			
政 治 学 原 論	1・2		2			
経 済 学 原 論	1・2		2			
経 済 学 原 論	1・2		2			
経 済 学 原 論	1・2		2			
社 会 学 論	1・2		2			
社 会 学 論	1・2		2			
現 代 入 門 論	1・2		2			
健 康 政 策 論	1・2		2			
福 祉 政 策 論	1・2		2			
科 目	政 治 行 政 コー ス	日 本 政 治 論	3・4		2	コース科目の中から計 20 単位以上
		日 本 政 治 論	3・4		2	
		政 治 思 想 史	3・4		2	
		政 治 思 想 史	3・4		2	
		メ ディ ア 社 会 論 読	3・4		2	
		外 国 書 購 読	3・4		2	
		財 政 学	3・4		2	
		財 政 学	3・4		2	
		経 済 政 策 論	3・4		2	
		社 会 保 障 論	3・4		2	
		社 会 調 査 学	3・4		2	
		政 治 社 会 学 講 義	3・4		2	
		政 治 学 特 講	3・4		2	
		地 方 自 治 論	3・4		2	
		国 際 機 構 論	3・4		2	
		安 全 保 障 論	3・4		2	
		外 交 史	3・4		2	
		外 交 史	3・4		2	
		比 較 政 治	3・4		2	
		地 域 研 究 (米 国)	3・4		2	
地 域 研 究 (米 国)	3・4		2			
地 域 研 究 (英 国)	3・4		2			
地 域 研 究 (英 国)	3・4		2			
地 域 研 究 (欧 州)	3・4		2			
地 域 研 究 (欧 州)	3・4		2			
地 域 研 究 (中 国)	3・4		2			
地 域 研 究 (中 国)	3・4		2			
地 域 研 究 (ア ジ ア)	3・4		2			
地 域 研 究 (ア ジ ア)	3・4		2			
地 域 研 究 (ロ シ ア)	3・4		2			
地 域 研 究 (ロ シ ア)	3・4		2			

法学科 授業科目表						
授業科目の名称		授業を行う年次	単位数			備考
			必修	選択	自由	
専門科目	法律一般コース	税法	3・4		4	コース科目の中から計20単位以上
		地方自治法	3・4		2	
		行政救済法	3・4		2	
		労働法	3・4		4	
		ジェンダーと法	3・4		2	
		刑事訴訟法	3・4		4	
		環境法	3・4		2	
		国際法	3・4		2	
		債権総論	3・4		4	
		債権各論	3・4		4	
		担保法	3・4		2	
		民事訴訟法	3・4		4	
		民事執行・保全法	3・4		2	
		倒産法	3・4		2	
		国際私法	3・4		4	
	外国法	3・4		2		
	外国法	3・4		2		
	EUI法	3・4		2		
	法制史	3・4		2		
	刑事法特講	3・4		2		
	行政法特講	3・4		2		
	民事法特講	3・4		2		
	経営法務コース	会社法	3・4		4	コース科目の中から計20単位以上
		有価証券法	3・4		4	
		保険法	3・4		4	
		金融法	3・4		2	
		経済法	3・4		4	
消費者保護法		3・4		2		
知的財産法		3・4		2		
知的財産法		3・4		2		
証券市場論		3・4		2		
日本経済論		3・4		2		
労働経済論		3・4		2		
経営情報論		3・4		2		
マーケティング論	3・4		4			
企業論	3・4		2			
簿記学	3・4		2			
会計学	3・4		2			
ビジネス特講	3・4		2			
人的資源と企業経営	3・4		2			
金融論	3・4		4			
国際経済	3・4		2			
国際経済	3・4		2			
国際貿易論	3・4		2			
産業組織論	3・4		2			
ビジネス経済学	3・4		2			

法学科 授業科目表							
授業科目の名称			授業を行う年次	単位数			備考
				必修	選択	自由	
専門科目	スポーツ福祉政策コース	メディア社会論	3・4		2		コース科目の中から計20単位以上
		経済政策	3・4		2		
		社会保障論	3・4		2		
		社会調査	3・4		2		
		政治社会学	3・4		2		
		地方自治論	3・4		2		
		ジェンダーと法	3・4		2		
		環境法	3・4		2		
		スポーツ心理学	3・4		2		
		スポーツとジェンダー	3・4		2		
		スポーツ組織経営論	3・4		2		
		スポーツ政策論	3・4		2		
		スポーツと法	3・4		2		
		福祉と法	3・4		2		
		スポーツ福祉政策論	3・4		2		
		スポーツ運動方法論	3・4		2		
		スポーツ指導・審判論	3・4		2		
		スポーツ指導・審判論	3・4		4		
		競技力開発政策論	3・4		2		
		スポーツ地域開発論	3・4		2		
レクリエーション論	3・4		2				
スポーツ指導方法論	3・4		2				
スポーツ規範論	3・4		4				

法学科 授業科目表							
授業科目の名称			授業を行う年次	単位数			備考
				必修	選択	自由	
演習科目	基礎演習 A	1春	1			必修4単位を含め、合計10単位以上	
	基礎演習 B	1秋	1				
	基礎演習 A	2春	1				
	基礎演習 B	2秋	1				
	就職実践演習	2・3			1		
	就職実践演習	2・3			1		
	特殊演習	2・3			2		
	発展演習	3・4			2		
研究会	3~4			8	3・4年次継続履修		

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 平成22年度以降の入学者は平成19年4月1日施行の平成国際大学学則の一部を改正する学則附則別表第2の2を次のように読み替えるものとする。

別表第2の2（第26条の2関係）

授業科目の名称	授業を行う年次	単位数			備考
		必修	選択	自由	
教職研究	1・2	2			中免2科目必修 高免1科目（社会科 公民科教育法・・・ から選択）必修 中免のみ必修
教育基礎論	1・2	2			
教育心理学	1・2	2			
教育制度論	1・2	2			
教育課程研究	2・3	2			
社会科教育法	2・3		2		
社会科公民科教育法	2・3		2		
社会科公民科教育法	2・3		2		
社会科公民科教育法	2・3		2		
道徳教育論	1・2		2		
特別活動研究	1・2	2			
教育方法論	2・3	2			
生徒指導論	1・2	2			
教育相談・カウンセリング	1・2	2			
教育実習事前及び事後指導	3～4	1			
教育実習	4		4		中免のみ必修
教育実習	4		2		高免のみ必修
教職実践演習（中・高）	4	2			

附 則

（施行年月日）

1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成18年度以前の入学者（平成20年度以前の法政学科及び法ビジネス学科への編入学者を含む。）については、改正後の第3条及び第41条の規定、並びに別表1、別表2、別表2の2及び別表3にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成19年度以降平成21年度以前の入学者については、改正後の別表2の2にかかわらず、なお従前の例による。

4 この学則による改正後の第42条の2の規定は、平成22年度に第41条第1項に定める卒業資格を得る学生から適用する。

別表第1 (第26条、第41条関係)

法学科 授業科目表							
授業科目の名称			授業を行う年次	単位数			備考
				必修	選択	自由	
言語系科目	英語	A	1春	1			英語8単位、情報処理科目4単位計12単位 必修を含め、言語系科目・情報処理科目 の中から合計16単位以上
	英語	B	1春	1			
	英語	C	1秋	1			
	英語	D	1秋	1			
	英語	A	1春	1			
	英語	B	1春	1			
	英語	C	1秋	1			
	英語	D	1秋	1			
	英語	A	1・2・3・4		1		
	英語	B	1・2・3・4		1		
	英語	C	1・2・3・4		1		
	英語	D	1・2・3・4		1		
	英語	A	1・2・3・4		1		
	英語	B	1・2・3・4		1		
	英語	C	1・2・3・4		1		
	英語	D	1・2・3・4		1		
	中国語	A	1・2・3・4		1		
	中国語	B	1・2・3・4		1		
	中国語	A	1・2・3・4		1		
	中国語	B	1・2・3・4		1		
	韓国語	A	1・2・3・4		1		
	韓国語	B	1・2・3・4		1		
	韓国語	A	1・2・3・4		1		
	韓国語	B	1・2・3・4		1		
	ドイツ語	A	1・2・3・4		1		
	ドイツ語	B	1・2・3・4		1		
	ドイツ語	A	1・2・3・4		1		
	ドイツ語	B	1・2・3・4		1		
	フランス語	A	1・2・3・4		1		
	フランス語	B	1・2・3・4		1		
	フランス語	A	1・2・3・4		1		
	フランス語	B	1・2・3・4		1		
	ロシア語	A	1・2・3・4		1		
ロシア語	B	1・2・3・4		1			
ロシア語	A	1・2・3・4		1			
ロシア語	B	1・2・3・4		1			
日本語表現論		1・2・3・4		2			
日本語表現論		1・2・3・4		2			
代替科目	日本語		1春		1	留学生・帰国子女については、英語 ~ に代えて、日本語 ~、日本事情・ を履修することができる。	
	日本語		1春		1		
	日本語		1秋		1		
	日本語		1秋		1		
	日本事情		2春		2		
	日本事情		2秋		2		
情報処理科目	情報処理概論		1春	2			
	情報処理 A		1春	1			
	情報処理 B		1秋	1			
	情報処理 A		2・3・4		1		
	情報処理 B		2・3・4		1		
	情報処理 A		2・3・4		1		
	情報処理 B		2・3・4		1		
	情報処理		2・3・4		1		



法学科 授業科目表					
授業科目の名称	授業を行う年次	単位数			備考
		必修	選択	自由	
文 学	1・2・3・4		2		合計 16 単位以上
文 学	1・2・3・4		2		
環 境 論	1・2・3・4		2		
芸 術 と 人 生	1・2・3・4		2		
少 子 ・ 高 齢 社 会 論	1・2・3・4		2		
歴 史	1・2・3・4		2		
歴 史	1・2・3・4		2		
思 想 史	1・2・3・4		2		
思 想 史	1・2・3・4		2		
社 会 心 理 学	1・2・3・4		2		
文 化 人 類 学	1・2・3・4		2		
ア ジ ア 文 化 論	1・2・3・4		2		
欧 米 文 化 論	1・2・3・4		2		
日 本 史 概 説	1・2・3・4		2		
日 本 史 概 説	1・2・3・4		2		
西 洋 史 概 説	1・2・3・4		2		
西 洋 史 概 説	1・2・3・4		2		
東 洋 史 概 説	1・2・3・4		2		
東 洋 史 概 説	1・2・3・4		2		
地 理 学	1・2・3・4		2		
地 誌	1・2・3・4		2		
哲 学 概 論	1・2・3・4		2		
倫 理 学 概 論	1・2・3・4		2		
自 然 科 学 概 論	1・2・3・4		2		
自 然 科 学 概 論	1・2・3・4		2		
数 と 論 理	1・2・3・4		2		
数 と 論 理	1・2・3・4		2		
健 康 と ス ポ ー ツ	1・2・3・4		1		
健 康 と ス ポ ー ツ	1・2・3・4		2		
健 康 と ス ポ ー ツ	1・2・3・4		2		
レジャー・スポーツの理論と実際	1・2・3・4		1		
コネクションの科学	1・2・3・4		2		
スポーツ科学概論	1・2・3・4		2		
生理学・運動生理学	1・2・3・4		2		
衛生学・公衆衛生学	1・2・3・4		2		
健 康 教 育 学	1・2・3・4		2		
ス ポ ー ツ 実 習	1・2・3・4		1		
ス ポ ー ツ 実 習	1・2・3・4		1		
ス ポ ー ツ 実 習	1・2・3・4		1		
キャリア形成と進路	1・2		2		
時事問題研究	3・4		2		
時事問題研究	3・4		2		
産業・企業分析	3・4		2		

共通科目

法学科 授業科目表						
授業科目の名称		授業を行つ年次	単位数			備考
			必修	選択	自由	
基 礎 科 目	学基礎	1	2			必修 12 単位を含め、合計 36 単位以上
	政治学基礎	1	2			
	経済学基礎	1	2			
	憲法	1	4			
	民法入門	1	2			
	刑法総論	1		4		
	民法総論	2		4		
	物権法論	2		4		
	商法総論	2		2		
	行政法論	2		2		
	行政法論	2		2		
	国際法論	2		2		
	刑法各論	2		4		
	政治過程論	2		2		
	政治過程論	2		2		
	憲法	1・2		4		
	家族法	1・2		4		
	国際政治	1・2		2		
	国際政治	1・2		2		
	日本政治史	1・2		2		
日本政治史	1・2		2			
行政学	1・2		2			
行政学	1・2		2			
政治学原論	1・2		2			
経済学原論	1・2		2			
経済学原論	1・2		2			
社会学	1・2		2			
社会学	1・2		2			
社会意識論	1・2		2			
現代スポーツ論	1・2		2			
健康政策論	1・2		2			
福祉政策論	1・2		2			
科 目	日本政治論	3・4		2		コース科目の中から計 20 単位以上
	日本政治論	3・4		2		
	政治思想史	3・4		2		
	政治思想史	3・4		2		
	メディア社会論	3・4		2		
	外国書購読	3・4		2		
	財政学	3・4		2		
	財政学	3・4		2		
	経済学	3・4		2		
	社会保障論	3・4		2		
	社会調査	3・4		2		
	政治社会学	3・4		2		
	政治学特講	3・4		2		
	地方自治論	3・4		2		
	国際機構論	3・4		2		
	安全保障論	3・4		2		
	外交史	3・4		2		
	外交史	3・4		2		
	比較政治	3・4		2		
	地域研究(米国)	3・4		2		
	地域研究(米国)	3・4		2		
	地域研究(英国)	3・4		2		
	地域研究(英国)	3・4		2		
	地域研究(欧州)	3・4		2		
	地域研究(欧州)	3・4		2		
	地域研究(中国)	3・4		2		
地域研究(中国)	3・4		2			
地域研究(アジア)	3・4		2			
地域研究(アジア)	3・4		2			
地域研究(ロシア)	3・4		2			
地域研究(ロシア)	3・4		2			

法学科 授業科目表						
授 業 科 目 の 名 称		授 業 を 行 う 年 次	単 位 数			備 考
			必 修	選 択	自 由	
専 門 科 目	法 律 一 般 コ ー ス	税 法	3・4		4	コース科目の中から計20単位以上
		地 方 自 治 法	3・4		2	
		行 政 救 済 法	3・4		2	
		労 働 法	3・4		4	
		ジェンダーと法	3・4		2	
		刑 事 訴 訟 法	3・4		4	
		環 境 法	3・4		2	
		国 際 法	3・4		2	
		債 権 総 論	3・4		4	
		債 権 各 論	3・4		4	
		担 保 法	3・4		2	
		民 事 訴 訟 法	3・4		4	
		民 事 執 行 ・ 保 全 法	3・4		2	
		倒 産 法	3・4		2	
		国 際 私 法	3・4		4	
		外 国 法	3・4		2	
		外 国 法	3・4		2	
		E U 法	3・4		2	
		法 制 史	3・4		2	
		刑 事 法 特 講	3・4		2	
行 政 法 特 講	3・4		2			
民 事 法 特 講	3・4		2			
専 門 科 目	経 営 法 務 コ ー ス	会 社 法	3・4		4	コース科目の中から計20単位以上
		有 価 証 券 法	3・4		4	
		保 険 法	3・4		4	
		金 融 法	3・4		2	
		経 済 法	3・4		4	
		消 費 者 保 護 法	3・4		2	
		知 的 財 産 法	3・4		2	
		知 的 財 産 法	3・4		2	
		証 券 市 場 論	3・4		2	
		日 本 経 済 論	3・4		2	
		労 働 経 済 論	3・4		2	
		経 営 情 報 論	3・4		2	
		マ ー ケ テ ィ ン グ 論	3・4		4	
		企 業 論	3・4		2	
		簿 記 学	3・4		2	
		会 計 学	3・4		2	
		ビ ジ ネ ス 特 講	3・4		2	
		人 的 資 源 と 企 業 経 営	3・4		2	
		金 融 論	3・4		4	
		国 際 経 済 論	3・4		2	
国 際 経 済 論	3・4		2			
国 際 貿 易 論	3・4		2			
産 業 組 織 論	3・4		2			
ビ ジ ネ ス 経 済 学	3・4		2			

法学科 授業科目表							
授業科目の名称			授業を行う年次	単位数			備考
				必修	選択	自由	
専門科目	スポーツ福祉政策コース	メディア社会論	3・4		2		コース科目の中から計20単位以上
		経済政策	3・4		2		
		社会保障論	3・4		2		
		社会調査	3・4		2		
		政治社会学	3・4		2		
		地方自治論	3・4		2		
		ジェンダーと法	3・4		2		
		環境法	3・4		2		
		スポーツ心理学	3・4		2		
		スポーツとジェンダー	3・4		2		
		スポーツ組織経営論	3・4		2		
		スポーツ政策論	3・4		2		
		スポーツと法	3・4		2		
		福祉と法	3・4		2		
		スポーツ福祉政策論	3・4		2		
		スポーツ運動方法論	3・4		2		
		スポーツ指導・審判論	3・4		2		
		スポーツ指導・審判論	3・4		4		
		競技力開発政策論	3・4		2		
		スポーツ地域開発論	3・4		2		
レクリエーション論	3・4		2				
スポーツ指導方法論	3・4		2				
スポーツ規範論	3・4		4				

法学科 授業科目表							
授業科目の名称			授業を行う年次	単位数			備考
				必修	選択	自由	
演習科目	基礎演習 A	1春	1			必修4単位を含め、合計10単位以上	
	基礎演習 B	1秋	1				
	基礎演習 A	2春	1				
	基礎演習 B	2秋	1				
	就職実践演習	2・3			1		
	就職実践演習	2・3			1		
	特殊演習	2・3			2		
	発展演習	3・4			2		
研究会	3~4			8	3・4年次継続履修		

別表第2 (第26条の2関係)

学部	学科	免許状の種類	教科
法学部	法学科	中学校教諭一種免許状	社会
		高等学校教諭一種免許状	公民

別表第2の2 (第26条の2関係)

授業科目の名称	授業を行う年次	単位数			備考
		必修	選択	自由	
教職研究	1・2	2			中免2科目必修 高免1科目(社会科 公民教育法・・・ から選択)必修 中免のみ必修
教育基礎論	1・2	2			
教育心理学	1・2	2			
教育制度論	1・2	2			
教育課程研究	2・3	2			
社会科教育法	2・3		2		
社会科公民科教育法	2・3		2		
社会科公民科教育法	2・3		2		
社会科公民科教育法	2・3		2		
道徳教育論	1・2		2		
特別活動研究	1・2	2			
教育方法論	2・3	2			
生徒指導論	1・2	2			
教育相談・カウンセリング	1・2	2			
教育実習事前及び事後指導	3～4	1			
教育実習	4		4		
教育実習	4		2		
教職実践演習(中・高)	4	2			

別表第3 (第41条関係)

法学科卒業資格		
科目	卒業に必要な単位数	備考
言語系科目	16単位以上	必修12単位を含む。
情報処理科目		
共通科目	16単位以上	
専門科目	基礎科目	必修12単位を含む。
	政治行政コース 又は 法律一般コース 又は 経営法務コース 又は スポーツ福祉政策 コース	32単位以上  選択するコースの科目20単位以上を含む。
演習科目	10単位以上	必修4単位を含む。
合計	124単位以上	各科目分類の卒業必要単位を満たしたうえで、法学部授業科目から自由に選択して合計124単位以上を履修する。

別表第4 (第50条関係)

1 検定料 35,000円(大学入試センター試験利用入試は16,000円)

2 入学金、授業料等の納付金額

種 類	昼間主コース 納 付 金 額	夜間主コース 納 付 金 額
入 学 金	320,000円	220,000円
授 業 料(年額)	624,000円	500,000円
施設設備費(年額)	260,000円	250,000円
教育充実費(年額)	76,000円	56,000円

## 学則の変更の趣旨等を記載した書類

### 1 学則変更（収容定員変更）の内容

法学部法学科の入学定員300人、3年次編入学定員30人、収容定員1,260人のところ、3年次編入学定員30人、収容定員60人を減じ、入学定員を300人、収容定員1,200人とする。

### 2 学則変更（収容定員変更）の必要性

本学の3年次編入学の入学者は、編入学定員の設定以来数名にとどまっており、過去5年間は下表のとおりであることから、3年次編入学定員を設けることとせず、入学定員を300人、収容定員1,200人に改める。

表 3年次編入学状況（過去5年間）

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
志願者	5人	6人	9人	4人	2人
受験者	5人	6人	9人	4人	2人
合格者	5人	6人	8人	3人	2人
入学者	5人	6人	7人	3人	2人

### 3 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程の変更内容

変更なし。

## 教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
	学長	サトウ ケンシ 佐藤 孝司 <平成20年7月>		学士 (法学・ 文学)		学校法人佐藤栄学園 理事長 (平成20年11月)

(注) 高等専門学校にあっては校長について記入すること。